

(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
委員から寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解

令和8年2月20日委員会資料
松戸市 清掃施設整備課

第1回委員会

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(10月17日委員会での質疑・意見) ゼブラゾーン内緑地に、どのような樹種を植える等の計画はあるか。緑地が消失する中で、ゼブラゾーン内緑地も重要な緑地であるため、樹種等はよく考慮すること。	(10月17日委員会での回答) 現時点では、緑地の箇所として設けているのみであり、詳細な計画は決まっておりませんが、可能な限りゼブラゾーン内緑地の樹種等も考慮してまいります。
2	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(10月17日委員会での質疑・意見) 多目的広場が大きく削られ、駐車場の位置も変更されるなかで、人の導線と緑のゾーンをどのように配置して、人と自然との触れ合いの関係ができるのかが気になる場所である。歩道や緑地のバランスを考え、人と自然との触れ合いの活動の場として配慮した計画とすること。	(10月17日委員会での回答) 今後の事業計画の参考とさせていただきます。
3	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(10月17日委員会での質疑・意見) 方法書時から建物の配置が南側にずれた理由は何か。方法書では緑地の保全に関する意見が多かったが、緑地保全のために最大配慮して建物の配置が計画されていると理解してよいか。	(10月17日委員会での回答) 主な理由としては、日照障害に関する影響を低減するために、南側に移動しております。ただし、可能な限り緑地及び多目的広場が確保できるように、検討してまいります。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(11月7日現地調査での質疑・意見) 多目的広場の北東側の樹林もすべて伐採してしまうのか。	(11月7日現地調査での回答) 詳細な計画は決まっておりますが、可能な限り既存の樹木を残すように努めてまいります。
5	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(11月7日現地調査での質疑・意見) 本計画施設の建築物は、多目的広場の芝生広場まで範囲が広がるとのことだが、地盤高さは旧施設側又は芝生広場側のどちらに合わせるのか。	(11月7日現地調査での回答) 旧施設の建物がある地盤面に合わせるため、芝生広場等の多目的広場の切土を行う計画です。
6	2-12~14	2-3 都市計画対象事業の内容	(1) ごみ処理の流れ	(11月7日現地調査での質疑・意見) 本計画施設から発生する焼却灰はどのように処理するのか。	(11月7日現地調査での回答) 再資源化可能か検討し、再資源化以外の焼却灰は最終処分する計画です。
7	2-17	2-3 都市計画対象事業の内容	4. 建築計画	(11月7日現地調査での質疑・意見) 煙突の高さが周りの住宅地に対して低いのではないかと。	(11月7日現地調査での回答) 航空法の関係から煙突高さの上限が55mに制限されています。
8	2-17	2-3 都市計画対象事業の内容	4. 建築計画	(1月16日委員会での質疑・意見) 航空法による高さ制限に対して、煙突高さを上げる協議の余地が少しもないのか伺いたい。また、煙突を高くできない場合は、排ガスの追加処理が考えられ、検討の余地があれば検討していただくことが望ましい。	(1月16日委員会後の回答) 航空法第49条第1項において、空港の水平表面上に出る建造物を設置又は留置してはならないとされており、ただし書き規定で空港の設置者の承認を受ければこの限りではないとされておりますが、空港の設置者である海上自衛隊下総航空基地に確認したところ、恒常的に設置が認められるのは航空機が万一接触しても大きな被害が発生しない避雷針等のみであり、煙突は承認されません。よって煙突の高さを上げることはできません。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
				<p>(1月16日委員会後の質疑・意見) 高次排ガス処理（排ガス処理の高度化、二段階処理）は技術的に可能か。</p> <p>高次排ガス処理がごみ焼却場で行われた前例はあるか。</p>	<p>影響を低減するための環境保全措置として、ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努め、常時監視を実施し、適正な管理を行ってまいります。</p> <p>(1月16日委員会後の回答) 排ガス処理の高度化や二段階処理については、技術的に可能です。本事業は設計・建設・運営を一括発注するDBO方式を採用しており、特定の処理技術を市が指定するのではなく、自主基準値を確実に遵守することを条件（要求水準）として設定しております。実際の導入技術は各事業者の提案に委ねておりますが、今後の事業者選定におきましては、特定の技術の有無だけで判断するのではなく、確実な環境保全性能を大前提としつつ、長期にわたる安定的な運営体制や経済性なども含めて総合的に評価し、本市にとって最も優れた提案を行った事業者と契約してまいります。</p> <p>前例はございます。本市の現施設である和名ヶ谷クリーンセンターにおいては、湿式法及び触媒脱硝法を採用しております。一方で、近年のごみ焼却技術は進歩しており、必ずしも処理の高度化や工程の多段化をしなくても、排出基準を安定してクリアできるケースもあります。 本事業におきましても、過去の方式のみに固執するのではなく、設定した自主基準値を確実に遵守できることを大前提としつつ、最新の知見に基づいた、より確実で安定した処理システムの提案を求めてまいります。</p>

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
				高次排ガス処理に係るコストの目安（通常処理との比較）について伺いたい。	<p>処理工程の多段化などの高度処理を導入した場合、プラントメーカーの方式等により幅はございますが、一般論として建設費の増加に加え、薬品使用量や電力消費量の増加に伴う維持管理費の上昇が見込まれます。</p> <p>また、処理を増やすことによる電力消費量の増加は、CO2排出量の増加にも繋がるため、地域の環境保全と脱炭素化などの総合的なバランスも慎重に考慮する必要があります。</p> <p>本事業におきましては、設定した厳しい自主基準値を確実に遵守し、周辺地域の安全・安心を担保することを第一としながらも、総合的に優れた施設運営が実現できるよう努めてまいります。</p>
9	2-33	2-3 都市計画対象事業の内容	④ 悪臭対策	<p>（10月17日委員会での質疑・意見）</p> <p>悪臭の影響は施設からの漏洩だけでなく、煙突排ガスからの悪臭も想定される。そのため、悪臭に係る苦情があった場合には、煙突排出の悪臭調査をできるように準備が必要である。</p>	<p>（10月17日委員会での回答）</p> <p>今後の事業計画の参考とさせていただきます。</p> <p>（10月17日委員会後の追加回答）</p> <p>運営事業者による環境管理業務の中で年2回以上、煙突排出口及び敷地境界において、悪臭測定を実施する考えです。</p>
10	2-7～33	2-3 都市計画対象事業の内容	2. ごみ処理施設の概要	<p>（1月16日委員会での質疑・意見）</p> <p>最新の施設の設置、技術を導入した上で、技術上削減が可能な範囲で予測・評価されているという前提でよいか。又は事業予算があって、その中で採用できるシステムで検討されているか。</p>	<p>（1月16日委員会後の回答）</p> <p>本施設の公害防止基準値の設定は、予算ありきではなく、近年の技術動向や市内既存施設の基準値を踏まえて設定しており、有識者から構成される松戸市新焼却施設処理方式等検討会でも「設定された公害防止基準は厳しい値」と評価されております。そのため、この厳しい基準を遵守するための技術を導入することを前提として、予測・評価を行っています。</p>

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	2-38	2-3 都市計画対象事業の内容	(1) 工事工程	(10月17日委員会での質疑・意見) 旧施設（クリーンセンター）の建屋はまだ残っているのか。解体と新設が事業として一体化されている場合は、解体についてもアセス対象として含めるべきものか確認したい。	(10月17日委員会での回答) 旧施設（クリーンセンター）の建屋は、残っております。本事業の予測は解体工事も含めた工事工程を踏まえて、影響が最大となる時期で予測・評価を行っております。
12	3-41～42	3-1-4 水象の状況	図3-1-15 水象の状況	(11月7日現地調査での質疑・意見) 上大津川を流れる水はどこから来ているのか。また下流はどこに流れていくのか。	(11月7日現地調査での回答) 周辺地域の側溝等の雨水排水が集水され、下流側の柏市へ流れています。
13	7-72～97	7-2-1 大気質	①調査 ウ. 調査地点 カ. 調査結果	(10月17日委員会での質疑・意見) 現況の環境調査及び環境基準との比較は、どのような意図で行われたのか。	(10月17日委員会での回答) 調査地点は、既存の測定局のデータからこの地域の主風向等を踏まえ、地域全体を把握できるように設定しており、土地利用を踏まえ、人が多く住んでいる住宅地等に4地点設定しております。調査項目は、本事業がごみ焼却施設であることを踏まえて、二酸化窒素や塩化水素等の規制がされている物質としております。調査は、本事業実施前の現状がどうなっているかを確認しており、その調査結果が環境基準と比較して十分に下回っていることを把握しております。
14	7-100	7-2-1 大気質	エ. 予測手法 a) 煙源条件	(10月17日委員会での質疑・意見) 旧施設（クリーンセンター）に比べて、処理能力が2倍になる状況で、大気質の発生源に関する諸元は、どのように設定しているのか。	(10月17日委員会での回答) 発生源の諸元は、メーカーアンケートを基に、最も排ガス量が多いものを設定しております。また、排出濃度については、各種法令の法規制値及び現施設の自主基準値を踏まえて排出ガス基準値での値を設定しております。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
15	3-104~105	3-2-3 土地 利用の状況	1. 土地利用の 状況	(11月7日現地調査での質疑・意見) 上大津川の下流側の調整池は、旧施設 (クリーンセンター) と併せて整備したも のなのか、人工的なものなのか。	(11月7日現地調査での回答) 旧施設(クリーンセンター)の建設に併せて人工的に 整備したものです。
16	7- 68, 101, 106	7-2-1 大気 質	表 7-2-1-39、 表 7-2-1-64 バッ クグラウンド濃度 表 7-2-1-68 バッ クグラウンド濃度 (短期高濃度予 測)	(10月17日委員会での質疑・意見) バックグラウンド値はどのように決めた のか。また、沿道大気質についても、バッ クグラウンドは考慮されているのか。	(10月17日委員会での回答) バックグラウンド値は、各調査地点における調査結 果を基に設定しております。沿道大気質についても、 現地調査結果等をバックグラウンド値として考慮した うえで、予測をしております。
17	7-98~123	7-2-1 大気 質	(イ) 予測方法 オ. 予測結果	(10月17日委員会での質疑・意見) 予測の計算式や結果の妥当性について教 えてほしい。	(10月17日委員会での回答) 予測については、各種アセスでも使用されているプ ルーム式やパフ式等の予測式を利用していることか ら、予測結果は妥当と考えております。
18	7-112	7-2-1 大気 質	オ. 予測結果 表 7-2-1-70(1) 施設の稼働によ る大気質の予測 結果(長期平均 濃度 最大着地濃 度地点)	(10月17日委員会での質疑・意見) 二酸化窒素の最大着地濃度の出現距離が 他の項目よりも遠距離にあるのはなぜか。	(10月17日委員会での回答) 突排ガス中には、窒素酸化物が多く占めており、そ れらが空気中の酸素と結合しながら二酸化窒素に変化 するため、他の項目よりも最大着地濃度が遠い距離に なります。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	7-123	7-2-1 大気 質	表7-2-1-78 施設の稼働による大気質の予想結果及び環境基準値（短期高濃度）	<p>(1月16日委員会での質疑・応答)</p> <p>浮遊粒子状物質の短期高濃度の予測結果について、環境基準は満足しているが、PM2.5の全国の年間平均値と比較すると、通常時の約10倍の粉じんが到達する場合があります。かなり高い数値と思われ、この水準で許容することについて不安を感じる。</p> <p>例えば、評価の仕方として、浮遊粒子状物質だけでなく、PM2.5の環境基準とも比較して評価するだけでも結果は違ったものとなるし、年平均以外にも日平均や1時間値で比較することも考えられ、短期的な評価がある程度必要であると考えます。</p>	<p>(1月16日委員会後の回答)</p> <p>予測結果でお示ししている短期高濃度(1時間値)のSPMは0.1189mg/m3であり、そのうちのほとんどがバックグラウンド濃度(0.1130mg/m3)となっております。本事業由来のSPM濃度は、最大で0.0059mg/m3であることから、本事業による影響は小さいと考えています。なお、バックグラウンド濃度は年間の1時間値から最大値で設定しております。(別紙1のとおり)</p> <p>また、評価手法につきましては、環境影響評価において一般的な手法で実施していると考えております。</p> <p>なお、事業者としては、厳しい公害防止基準を設定・遵守するほか、ご意見を踏まえて、浮遊粒子状物質の排出が低減できるよう、平素から適切な運営管理を行っていくことにより、影響の低減に努めてまいります。</p>
				<p>(1月16日委員会での質疑・応答)</p> <p>短期高濃度の予測は、浮遊粒子状物質以外にも二酸化窒素等も低い数値ではないため、追加的な措置を講じる等の必要もあるのではないかと感じる。</p>	<p>(1月16日委員会後の回答)</p> <p>短期高濃度の予測は、高濃度条件(バックグラウンド濃度、気象条件、排ガス濃度)が重なる極めて厳しいシミュレーション条件で実施しても環境基準を満足する結果となっております。</p> <p>ただし、事業者としては、影響を低減する環境保全措置として、ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努め、常時監視を実施し、適正な管理を行ってまいります。</p>

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
20	7-125～126	7-2-1 大気 質	ア. 評価の手法	(10月17日委員会での質疑・意見) 予測結果を問題ないと判断した考え方について教えて欲しい。	(10月17日委員会での回答) 評価は、基準値と比較して満足していること、事業者として環境の保全が適切に図られ、影響を回避または低減していることの2つの観点から行っております。予測結果は、煙突排ガスによる最大着地濃度にバックグラウンドを足した将来濃度が、環境基準等を満足していることから、問題ないと評価しております。また、準備書では本事業による負荷量を整理し、それに対して回避・低減が図られているかも併せて整理しています。
21	7-168	7-2-4 騒音 及び超低周波 音 1. 騒音	表 7-2-4-1(1) 環境騒音の調査 結果（等価騒音 レベル (L_{Aeq})	(11月7日現地調査での質疑・意見) 環境騒音の現地調査結果において、地点3で環境基準を超過しているが、原因は何か。	(11月7日現地調査での回答) 地点3は道路に面している地点であり、道路交通騒音による影響であると考えております。
22	7-289	7-2-8 土壌	エ. 調査手法	(11月7日現地調査での質疑・意見) 土壌汚染に関連して地下水の流速は調査しているか。	(11月7日現地調査での回答) 流速は測定していません。
23	7-291	7-2-8 土壌	(オ) 土壌汚染 対策法に基づく 自主的な土壌汚 染調査	(11月7日現地調査での質疑・意見) 多目的広場も土壌汚染対策法に基づく調査を実施したのか。	(11月7日現地調査での回答) 都市計画対象事業実施区域の全域を対象に地歴調査を実施した結果、多目的広場は土壌汚染が存在するおそれがないとされたため、土壌汚染対策法に基づく現地での土壌調査は実施していません。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	3-23～40 7-297～300	3-1-3 水質 の状況 7-2-8 土壌	表 3-1-22 ～ 24 地下水質調査結 果（令和3年度 ～令和5年度） i 土壌汚染調査 ii 地下水質調査	（10月17日委員会での質疑・意見） 既存資料の地下水質では、令和4年度の概 況調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環 境基準を超過している。現地調査では鉛と ふっ素が検出されているが、窒素は関係な いということか。また、現地調査は溶出試 験の結果と思われ、鉛やふっ素の溶出につ いて、事後調査においては、地下水位だけ でなく、地下水質も実施する必要があるの ではないのか。	（10月17日委員会での回答） 鉛とふっ素が検出されたのは、土壌汚染対策法に基 づく自主的な調査であり、今後届け出を提出するにあ たり、必要に応じてモニタリングや対策等の適切な対 応をしてまいります。なお、地下水質の調査結果で は、これら汚染物質は検出されていないことを確認し ています。 （10月17日委員会後の追加回答） 既存資料は、都市計画対象事業実施区域から3km範 囲で調査を実施しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素が環境基準を超過していたのは、いずれの地点も計 画地から1.5km程度離れた地点となっております。ま た、都市計画対象事業実施区域内での地下水質調査結 果は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を含む全ての項目 で環境基準以下となっております。 地下水質については、基準不適合区画内の地下水下 流側又は周縁となる位置における地下水質調査及び分 析の結果、各地点で鉛及びふっ素の濃度は、基準に適 合していたことから、影響は小さいものと予測してい ます。そのため、事後調査は実施しないものとしま すが、今後、土壌汚染対策法の届出を提出するにあ たり、対策が必要な場合に検討します。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
25	7-297～300	7-2-8 土壌	オ. 予測結果	<p>(10月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>鉛とふっ素が検出されたのは、表層土壌であり、これらの土壌は工事の際に撤去しないのか。</p> <p>また、調査深度6mで検出されている鉛については、どのような対策を考えているのか。</p>	<p>(10月17日委員会での回答)</p> <p>今後、土壌汚染対策法の届出を提出するにあたり、各関係機関と協議を行い、対策を決定していく予定ですが、表層土壌については基本的に除去することを念頭に検討してまいります。</p> <p>調査深度6mで検出されている鉛については、地下水質調査を実施した結果、検出されていないことから、土壌汚染の拡散は現時点では防止されていると考えております。今後、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。</p>
26	7-297	7-2-8 土壌	<p>図 7-2-8-2 土壌汚染対策法に基づく自主的な土壌汚染調査結果</p>	<p>(11月7日現地調査での質疑・意見)</p> <p>土壌汚染調査の結果、基準不適合になった地層はどこか。</p>	<p>(11月7日現地調査での回答)</p> <p>土壌汚染対策法に基づく自主的な土壌汚染調査の結果、基準不適合が確認されたのは6か所です。そのうち、工場棟東側の3か所と北側の1か所は表層で基準不適合が確認されています。また、北側の2か所は表層以外で基準不適合が確認されています。最も深い層で6.45～6.95mです。</p> <p>なお、基準不適合区画内の地下水下流側又は周縁となる位置で地下水質調査を実施した結果、各地点で鉛及びふっ素の濃度は、基準に適合しています。また、アスファルトで覆われていることから、現状で土壌汚染の拡散は生じていないと考えています。</p>
27	7-299	7-2-8 土壌	オ. 予測結果	<p>(11月7日現地調査での質疑・意見)</p> <p>汚染土の処理方法について教えてほしい。</p>	<p>(11月7日現地調査での回答)</p> <p>設計施工一括発注になるため現状で未定ですが、業者を選定後に関係機関と十分に協議を行い、関係法令に基づき必要な届出及び適切な対応を行います。基本的には除去する方向で検討をいたします。</p>

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
28	7-334～348 7-377～422 7-447～461	7-2-10 植物 7-2-11 動物 7-2-13 生態系	オ. 予測結果	(10月17日委員会での質疑・意見) 植物・動物・生態系について、工事中に影響が生じる可能性があるというのは、樹木の伐採によるものか。また、供用時に影響が極めて小さいと判断した考えを教えてください。	(10月17日委員会での回答) 工事中の影響については、樹木の伐採により、樹林環境が減少するため、影響が生じる可能性があると予測しております。 供用時については、今後の土地利用計画は決まっておりますが、敷地の40%以上を緑地とする等の環境保全措置により、影響を低減する計画であることから、影響は極めて小さいと予測しております。
29	7-334～348 7-377～422 7-447～461	7-2-10 植物 7-2-11 動物 7-2-13 生態系	オ. 予測結果	(10月17日委員会での質疑・意見) 工事前の植物の面積がどの程度変化するかが重要であるが、工事の前後で植物全体の面積は変わらないという理解で良いか。	(10月17日委員会での回答) 緑地の面積については、旧施設（クリーンセンター）よりも建物が大きくなることから、現状よりも小さくなる可能性があります。ただし、可能な限り既存の樹木を残すこと、新たに植栽する樹種は消失する樹種を選定することにより、影響の低減を図ります。
30	7-340 7-481～485	7-2-10 植物 7-2-15 人と自然との触れ合いの活動の場	表 7-2-10-18 植物群落等の面積の変化 表 7-2-15-11 クリーンセンター公園の改変割合(供用時)	(10月17日委員会での質疑・意見) 説明資料の予測評価の結果において、消失範囲を改変前後の割合「%」で示しているが、実数も示した方が良い。	(10月17日委員会での回答) 説明のスライドには示していませんが、準備書本編には、実数も合わせて記載しております。
31	7-462～463	7-2-14 景観	ウ. 調査地点	(10月17日委員会での質疑・意見) 景観調査地点は、遠景や中景の4地点としているが、多目的広場の緑地が消失するため、近景の影響が大きいと考える。近景での調査地点を設定していないのはなぜか。	(10月17日委員会での回答) 調査地点の設定の考え方は、煙突の垂直見込み角が1度以上(3km)の東西南北方向に位置し、既存資料等により主要な眺望点とされている地点に設定しております。また、調査地点は、方法書時に委員会や意見書等で問題ないことを確認したうえで調査を実施しており

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
					<p>ます。</p> <p>(10月17日委員会後の追加回答)</p> <p>千葉県環境影響評価技術指針に基づき、主要な眺望点からの景観の変化を考慮して調査地点を設定しておりますが、本計画施設の周囲は緑道、街路樹、住宅等で囲まれており、主要な眺望点となるような近景の調査地点がみられないことから設定していません。</p> <p>ただし、事業の実施により、新たな建物の出現や多目的広場の緑地が消失する等、敷地周辺の景観は変化することから、影響をできる限り回避・低減できるよう、まとまった樹林を可能な限り残存又は植栽に努めるとともに、造園等に係る専門家の意見を聴取する等、人が自然と触れ合えるような空間の創出とともに、専門的な視点からの緑地の保全及び創出に努めてまいります。</p>
32	7-489～492	7-2-15 人と自然との触れ合いの活動の場	③ 環境保全措	<p>(10月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>多目的広場は、高齢者や若者の利用が見られ、徒歩の利用者が多く、近隣住民の重要な利用空間となっている。改変後も利用者の受け皿として十分であるか確認するため、徒歩圏内の同種施設の面積等の数値目標を含めた環境影響評価を行うと良いと考える。</p>	<p>(10月17日委員会での回答)</p> <p>環境影響評価とは別に、地域住民に対して多目的広場に求めるものに関するアンケート調査を実施しております。また、可能な限り多目的広場の面積を確保できるように努めてまいります。</p> <p>(10月17日委員会後の追加回答)</p> <p>人と自然とのふれあい活動の場における予測項目は、土地の改変等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利便性、快適性、利用環境及びアクセスルートの変化としており、同種施設の面積等は対象外としています。なお、現時点での土地利用計画では、現状の多目的広場の面積約2.0haから、0.65ha減少し</p>

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
					た、1.35haとなる条件で予測・評価しております。現時点では具体的な数値目標をお示しすることはできませんが、造園等に係る専門家の意見を聴取し、可能な限り専門的な視点からの緑地の保全及び創出に努めてまいります。
33	—	その他	モニタリング調査 (現施設)	(11月7日現地調査での質疑・意見) 現施設(和名ヶ谷クリーンセンター)の煙道において悪臭調査は行っているのか。	(11月7日現地調査での回答) 年2回実施しており、基準値は超過していません。
34	—	その他	モニタリング調査 (旧施設)	(11月7日現地調査での質疑・意見) 旧施設(クリーンセンター)の稼働時は、周辺で大気質の常時監視をおこなっていたか。実施している場合は、その位置と結果を教えてほしい。 (1月16日委員会での質疑・意見) 旧施設の稼働時の大気質の観測局は、常時観測局であったのか。閉鎖等の経緯も併せて教えてほしい。また、測定結果のバックデータを委員会の正式資料に加えてほしい。	(11月7日現地調査での回答) 確認し、後日回答させていただきます。 (11月7日現地調査後の回答) 平成26年度まで松戸市側と柏市側のそれぞれ1地点で測定していました。(位置は別紙のとおり) 都市計画対象事業実施区域からみた位置は、松戸市側が南西方向に約0.5km、柏市側が北東方向に約1.0kmです。 平成26年度における測定結果(年平均値)は、松戸市側及び柏市側ともに二酸化硫黄が0.001ppm、浮遊粒子状物質が0.017mg/m ³ 、二酸化窒素が0.013ppmであり、環境基準を満足していました。 (1月16日委員会後の回答) 当該測定局は旧施設建設時に地元住民の要望で設置した常時測定局です。 閉鎖等の経緯につきましては、平成26年度に区画整理による移転及び老朽化による更新が必要となりましたので、今後について地元住民と協議したところ、排ガ

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
					<p>スの影響を調査するという当初の目的はすでに達しており、柏市南部クリーンセンターができたこと等によりクリーンセンターのみの影響調査としては適さない状況となっていることも踏まえ、測定局を閉鎖して土地を防災倉庫等として有効活用することとなりました。測定結果につきましては、正式資料に追加しました。（別紙2のとおり）</p>
35	—	その他	旧施設	<p>（1月16日委員会での質疑・意見） 旧施設の稼働時において、煙のにおいや、洗濯物が汚れる、又は粉じんが飛散する等の周辺からの苦情の状況について教えてほしい。</p>	<p>（1月16日委員会後の回答） 旧施設の稼働時において、煙のにおいや、洗濯物が汚れる、又は粉じんが飛散する等の苦情をいただいた記録はございません。 なお、本施設稼働後に苦情等をいただいた場合は、丁寧な対応に努めてまいります。</p>

(c) 有効煙突高の設定

有効煙突高の設定は、「i 長期平均濃度予測」(7-99頁参照)と同様に有風時はCONCAWE(コンケイウ)式を、無風時はBriggs(ブリッグス)式を用いて、予測条件として設定した気象条件をもとに有効煙突高を求めた。

b. 予測条件

(a) 煙源条件

煙源条件及び排出濃度は、「i 長期平均濃度予測」(7-100頁参照)と同様とした。

(b) 気象条件

風速と大気安定度の組み合わせについては、比較的高濃度が生じやすい気象条件として大気安定度が不安定な場合とし、表 7-2-1-67に示すとおり設定した。

表 7-2-1-67 大気安定度不安定時における気象条件の設定

大気安定度	風速(m/秒)		
	1.0	2.0	3.0
A(強不安定)	○	○	○
B(並不安定)	○	○	○

注)○印は選定した項目。

(c) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「i 長期平均濃度予測」(7-102頁参照)と同様とした。

(d) バックグラウンド濃度

将来バックグラウンド濃度は、表 7-2-1-68に示すとおりである。**バックグラウンド濃度は、1年間を通して1時間値を測定している都市計画対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局(松戸五香、鎌ヶ谷軽井沢、柏市南増尾)における現地調査時期と同時期(令和6年2月~令和7年1月)の1時間値の最高値とする(二酸化硫黄は松戸五香のみ)。**なお、一般環境大気測定局において測定を行っていない塩化水素については、現地調査結果の日平均値の最高値を用いる。

表 7-2-1-68 バックグラウンド濃度(短期高濃度予測)

項目	単位	バックグラウンド濃度
二酸化硫黄	ppm	0.008
二酸化窒素	ppm	0.069
浮遊粒子状物質	mg/m³	0.113
塩化水素	ppm	0.00049

vi 短期高濃度予測結果と環境基準等との比較

環境基準等と比較するために、施設の稼働による大気質の短期高濃度予測結果（最大付加濃度）にバックグラウンド濃度を加えた環境濃度及び環境基準等は、表 7-2-1-78に示すとおりである。

煙突排出ガスにより周辺環境への高濃度の影響が想定される条件は、各物質で接地逆転層崩壊時であった。予測結果は、二酸化硫黄が0.0139ppm、二酸化窒素が0.0984ppm、浮遊粒子状物質が0.1189mg/m³、塩化水素が0.0064ppmであり、環境基準等を下回るものと予測する。

表 7-2-1-78 施設の稼働による大気質の予測結果及び環境基準等（短期高濃度）

区分	物質	大気安定度不安定時	上層気温逆転時	接地逆転層崩壊時	ダウンウォッシュ時	ダウンドラフト時	環境基準等
最大環境濃度	二酸化硫黄 (ppm)	0.0101 (0.0021)	0.0122 (0.0042)	0.0139 (0.0059)	0.0091 (0.0011)	0.0105 (0.0025)	1時間値が0.1ppm以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.0717 (0.0027)	0.0744 (0.0054)	0.0984 (0.0294)	0.0703 (0.0013)	0.0722 (0.0032)	1時間値が0.1～0.2ppm以下 ^{注4)}
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1151 (0.0021)	0.1172 (0.0042)	0.1189 (0.0059)	0.1141 (0.0011)	0.1155 (0.0025)	1時間値が0.20mg/m ³ 以下
	塩化水素 (ppm)	0.0026 (0.0021)	0.0047 (0.0042)	0.0064 (0.0059)	0.0016 (0.0011)	0.0030 (0.0025)	1時間値が0.02ppm以下 ^{注5)}
出現条件	大気安定度	A	A	Moderate Inversion	C	A	—
	風速 (m/秒)	1.0	1.0	1.0	15.9	1.0	

注1) 網掛け箇所は全ての予測ケースの中の最大値を示す。

注2) 最大環境濃度の()内は最大付加濃度を示す。

注3) バックグラウンド濃度は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は、松戸五香測定局、鎌ヶ谷軽井沢測定局及び柏市南増尾測定局における測定結果（令和6年2月～令和7年1月）のうち、1時間値の最大値とし、塩化水素は現地調査結果の日平均値の最大値とした。

注4) 二酸化窒素については、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和53年3月 中央公害対策審議会答申）に示される短期暴露指針値（0.1～0.2ppmを超えないこと）を環境基準等として設定した。

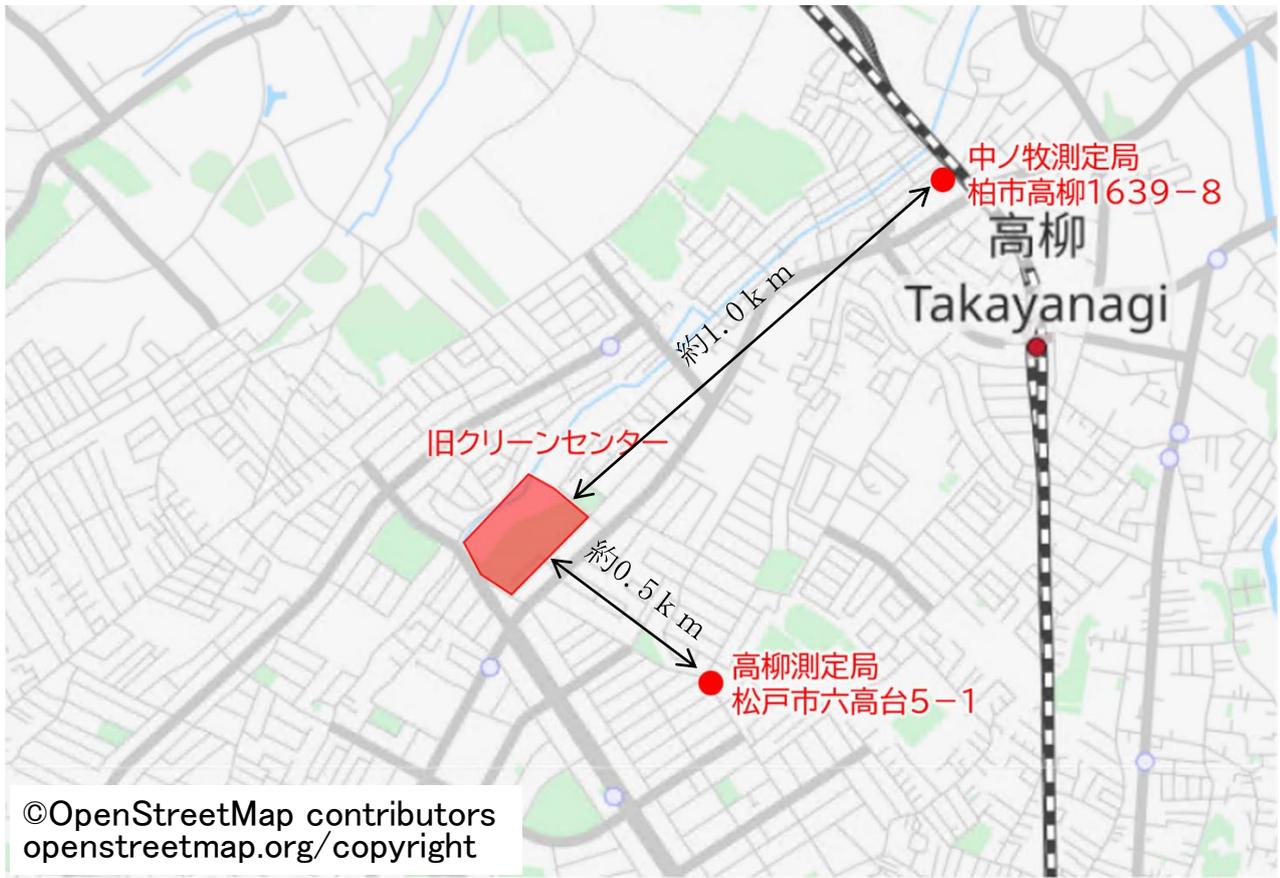
注5) 塩化水素については、環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月 環大規第136号）において排出基準を定める際に示された目標環境濃度（0.02ppm）を環境基準等として設定した。

注6) 上記の短期高濃度に関する気象条件の出現頻度等は以下のとおりである。

- ・大気安定度不安定時：都市計画対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は55m推定風）で、大気安定度がA、風速が1～2 m/秒の出現頻度は175時間（2.0%）である。
- ・上層気温逆転時：都市計画対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は55m推定風）で、大気安定度がA、風速が1～2 m/秒の出現頻度は175時間（2.0%）である。
- ・接地逆転層崩壊時：接地逆転層は、特に冬季の晴天で風の弱い時に地面からの放射冷却によって深夜から早朝にかけて生じる現象であり、日の出からの時間経過とともに崩壊する。接地逆転層の崩壊現象は、通常1時間以内の短時間で現象である。
- ・ダウンウォッシュ時：都市計画対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は55m推定風）で、風速15.9m/秒以上の出現時間は0時間（0.0%）である。
- ・ダウンドラフト時：都市計画対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は55m推定風）で、大気安定度がA、風速が1～2 m/秒の出現頻度は175時間（2.0%）である。

No. 34 補足資料

旧クリーンセンター大気測定局地点図



②各測定局における月次測定結果（最終3年間）

ア 高柳測定局

項目	二酸化硫黄												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
平成25年度	1	1	1	1	2	1	0	1	0	1	1	1	1	
平成26年度	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

項目	浮遊粒子状物質												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	17	18	14	23	16	14	14	17	17	13	13	21	17	
平成25年度	13	15	19	29	33	15	12	17	15	15	16	17	18	
平成26年度	18	20	22	25	20	15	16	17	13	10	14	14	17	

項目	一酸化窒素												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	3	2	2	3	4	4	5	15	22	12	9	5	7	
平成25年度	2	2	3	3	2	3	5	13	17	15	6	4	6	
平成26年度	4	3	3	4	4	4	6	13	18	8	8	4	6	

項目	二酸化窒素												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	13	12	10	11	10	11	14	22	25	22	20	16	16	
平成25年度	13	11	11	11	11	11	13	23	25	24	18	14	15	
平成26年度	12	10	8	9	8	9	13	19	21	15	16	15	13	

項目	塩化水素												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	

イ 中ノ牧測定局

項目	二酸化硫黄												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
平成25年度	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	
平成26年度	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

項目	浮遊粒子状物質												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	24	25	20	24	18	18	19	22	16	16	17	25	20	
平成25年度	20	19	23	34	41	18	16	20	20	19	19	18	22	
平成26年度	17	21	22	26	20	15	15	16	12	10	13	16	17	

項目	一酸化窒素												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	2	1	1	3	5	4	4	13	20	12	8	5	7	
平成25年度	2	2	2	3	3	5	4	13	17	15	6	4	6	
平成26年度	2	2	2	3	5	3	4	10	17	5	6	3	5	

項目	二酸化窒素												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	11	10	8	9	8	10	13	19	19	17	18	15	13	
平成25年度	11	9	9	9	10	8	8	12	14	16	14	12	11	
平成26年度	12	10	9	11	10	10	13	16	19	14	15	13	13	

項目	塩化水素												単位	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値	
平成24年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	